

川内原子力発電所 2 号機 第 23 回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 15 第 1 項 (施設定期検査)

原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 16 第 1 項 (定期事業者検査)

2. 施設定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) 非常用電源設備
- (9) 蒸気タービン本体及び蒸気タービンの附属設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体 157 体のうち、一部を新燃料に取り替える。

(2) 抽出ライン配管修繕工事 (図一 1 参照)

抽出ライン配管については、予防保全の観点から、一部に使用している冷間曲げ管を、残留応力が小さい熱間曲げ管へ取替えを行う。

- 残留応力
配管の加工後に物体内に残る応力。
- 冷間曲げ管
配管の曲げ加工時に熱を加えずに加工するため、熱間曲げ管に比べ残留応力が大きい。
- 熱間曲げ管
配管の曲げ加工時に熱を加えて加工するため、冷間曲げ管に比べ残留応力が小さい。

以 上

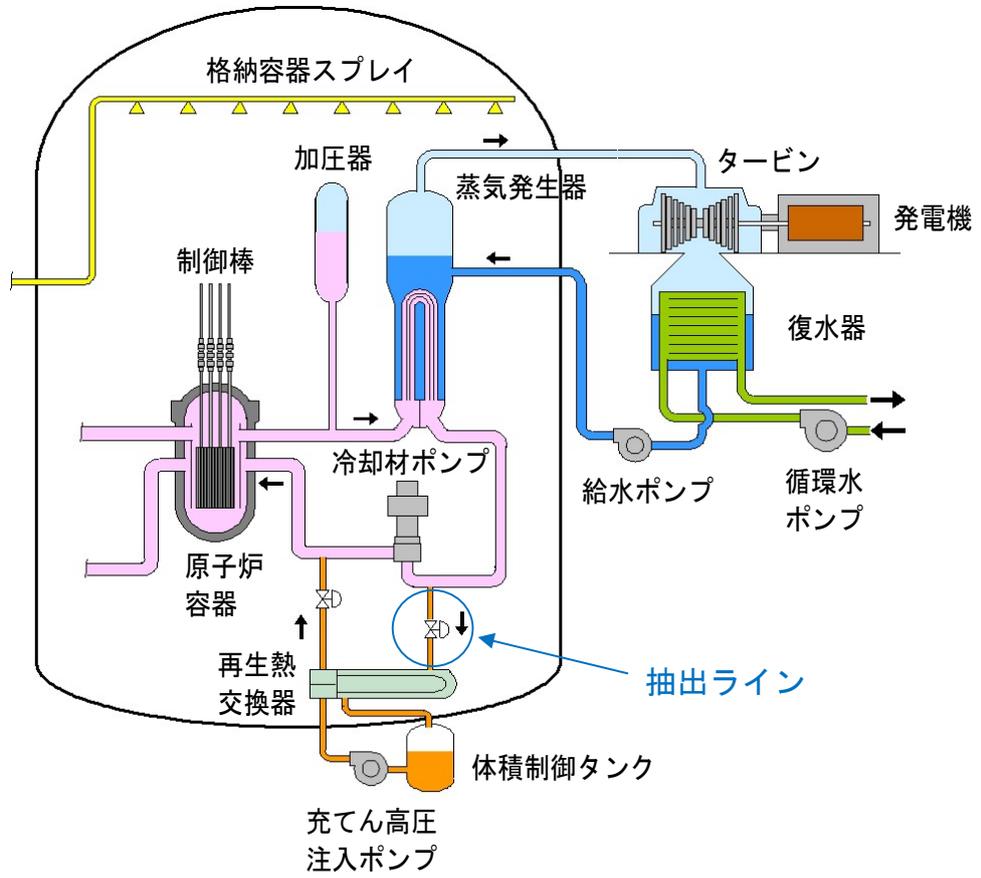


図-1 抽出ライン配管修繕工事